

① 制度の概要

SATREPSは、開発途上国のニーズを基に**地球規模課題を対象とした国際共同研究**を政府開発援助（ODA）と連携して推進する事業です。感染症分野において、社会実装の構想を有し、科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、イノベーションの創出を目的としています。

本プログラムは日本政府が推進する**科学技術外交**における重要なプログラムであり、相手国の課題・ニーズに応える科学技術の社会実装を進め、開発途上国の自立的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築を図ります。

🔧 支援内容

☐ AMED委託研究開発経費

- ☐ 基礎・応用・非臨床・前臨床研究が対象
- ☐ 感染症分野の研究開発を支援

最大3,200万円/年

間接経費：30%込み

☐ JICA・ODA技術協力経費

- ☐ 相手国での研究活動支援
- ☐ 現地機関との連携体制構築

最大3億円/5年

研究期間：3-5年

🎯 対象となる取組

【感染症分野研究】

- ☐ 開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究
- ☐ 基礎的研究、応用研究、非臨床・前臨床研究
- ☐ 社会実装を見据えた研究開発

【国際共同研究体制】

- ☐ 開発途上国研究機関との連携が必須
- ☐ 相手国政府からのODA要請書が必要
- ☐ JICA詳細計画策定調査への参加

※基礎研究のみや単独機関による研究は対象外

👥 対象者

- ☐ **国内研究機関**（大学、独立行政法人、民間企業等）
- ☐ 複数の研究員で構成される研究組織を有すること
- ☐ 経理事務体制が整備されていること

※NICT職員の兼務や機構退職後1年未満の者の関与は制限

📊 戦略的分析

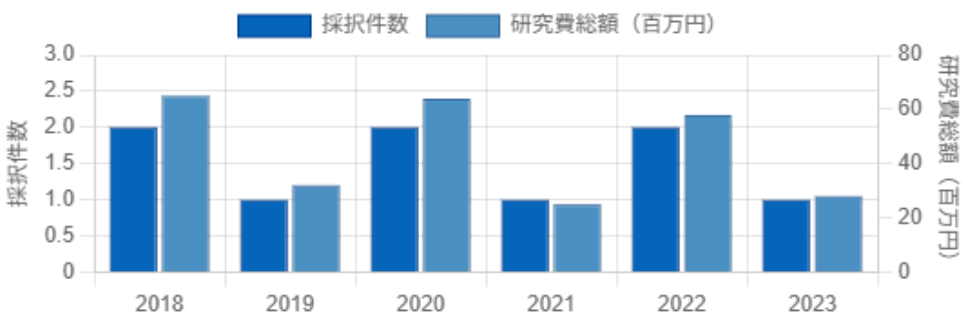
【採択のポイント】

- ☐ **国際連携体制**の充実度と相手国のコミット
- ☐ 地球規模課題への**社会実装性**と波及効果
- ☐ **ODA連携**による外交的意義の明確化

【段階的なステップアップ戦略】

- ☐ **暫定期間**での詳細計画策定と相手国調整
- ☐ R/D署名による**正式な国際協定**締結
- ☐ 3-5年間の本格的な**共同研究実施**

📈 SATREPS実績の推移



感染症分野実績（2018-2023年）：継続的な国際共同研究の推進
平均研究費：約2,500万円/年（AMED分のみ）

💡 活動事例と分野

研究分野	代表的な取組例
感染症疫学	新興感染症の疫学調査システム構築
ワクチン開発	現地適応型ワクチンの開発・実証
診断技術	迅速診断キットの開発と普及
治療法開発	薬剤耐性菌対策の治療法確立
予防対策	コミュニティベース感染症予防

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **相手国連携**：政府レベルでの要請書提出と現地機関との事前調整
- ☐ **社会実装性**：研究成果の**実用化計画**と普及戦略の具体化
- ☐ **国際優位性**：日本の技術的強みを活かした独創的なアプローチ
- ☐ **外交的意義**：二国間関係強化への貢献と国益への寄与

👤 専門家活用のススメ

- ☐ **国際連携コーディネーター**：相手国機関との調整とR/D締結支援
- ☐ **ODA専門家**：JICA連携スキームの理解とプロセス支援
- ☐ **感染症専門家**：現地疾病動向と技術ニーズの把握
- ☐ **申請書作成専門家**：複雑な国際共同研究計画の体系的整理

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/8/21作成】

提出書類	チェックポイント
研究開発提案書	☐ 社会実装構想の具体性と実現可能性 ☐ 相手国ニーズとの整合性確認 ☐ 研究計画の論理的構成と妥当性
相手国連携計画書	☐ 相手国機関の役割分担と責任体制 ☐ 現地での研究実施体制の確保
ODA要請書	☐ 相手国政府からの正式な技術協力要請 ☐ 外務省への期限内提出（10月14日まで）
研究機関情報	☐ 経理体制と研究実施能力の証明 ☐ 過去の国際共同研究実績

📅 申請スケジュール

- **事前準備期間**
相手国調整に6～12ヶ月程度。ODA要請書準備が最重要。
現地機関との事前協議と連携体制構築が必須。
- **公募期間**
2025年8月19日（火）～10月20日（月）正午
e-Radによる電子申請。
※ODA要請書は10月14日までに外務省必着
- **審査期間**
11月～2026年2月頃（予定）
- **採択結果通知**
2026年3月頃
すべての申請者に対して通知
- **暫定期間開始**
2026年6月～詳細計画策定調査参加。
R/D署名後、2026年9月頃から本格研究開始

⚠ 補足事項

- ☐ 採択予定数は最大2課題程度と極めて限定的
- ☐ 暫定期間での相手国調整が研究開始の前提条件

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00109.html
申請システム (e-Rad)	https://www.e-rad.go.jp/
お問い合わせ	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 国際戦略推進部 国際事業課 SATREPS担当